

1 勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 一般職員の勤務時間の状況

勤務時間	開始時刻	終了時刻	休息时间	休憩時間
8時間	8時30分	17時15分	12時～12時15分、17時～17時15分	12時15分～13時

* 保育園・夜間救急医療センター・図書館・消防署等は、変則勤務です。

(2) 年次有給休暇の取得状況(19年1月1日～12月31日)

総付与日数 (日)	総取得日数 (日)	対象職員数 (人)	平均取得日数 (日)
30,397.4	7,837.7	807	9.7

(3) 特別休暇制度等の概要(20年4月1日現在)

休暇の種類	付与日数・期間等
療養休暇	負傷、疾病時に医師の証明に基づき、療養を要すると認定した場合、必要と認められる期間
産前・産後休暇	産前休暇 出産予定日の8週間前の日から出産の日までの期間
	産後休暇 出産の日の翌日から8週間を経過する日までの期間
特別休暇 (主なもの)	夏季休暇 3日以内
	忌引休暇 配偶者=10日、父母・子=7日、兄弟・祖父母等=3日、伯(叔)父母、曾祖父母等=1日
	結婚休暇 10日以内
	看護休暇 7日以内
介護休暇	介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する6月の期間内

(4) 育児休業等の取得状況(平成19年度)

区 分	育児休業(人)		部分休業(人)	
	男性	女性	男性	女性
市長部局等	—	1	—	—
教育委員会	—	—	—	—
水道企業	—	—	—	—
消防本部	—	—	—	—
計	—	1	—	—

2 分限及び懲戒処分の状況

(1)分限処分者数(平成19年度)

区分	降任	免職	休職	降給	合計
市長部局等	—	—	5	—	5
教育委員会	—	—	—	—	—
水道企業	—	—	—	—	—
消防本部	—	—	—	—	—
計	—	—	5	—	5

* 分限処分とは、職員がその職務を十分に果たせない場合等に、本人の意に反して行う処分です。

(2)懲戒処分者数(平成19年度)

懲戒処分とは、職員の一定の服務義務違反に対して、道義的責任を追及するために行う処分です。平成19年度に懲戒処分を受けた職員はいませんでした。

3 服務の状況

職員には、地方公務員法の規定により、次のような職務上の義務があります。

- ・ 法令等及び上司の職務上の命令に従う義務
- ・ 職務に専念する義務
- ・ 信用失墜行為の禁止
- ・ 政治的行為等の制限
- ・ 秘密を守る義務
- ・ 争議行為等の禁止
- ・ 営利企業等の従事制限

4 研修及び勤務成績の評定の状況

(1) 職員研修の概要等(平成19年度)

種別	参加人数	事業の概要
派遣研修	14	専門機関での研修により、高度の専門的知識や技能を習得する。
自治大学校派遣	1	中堅幹部として必要な行政管理の諸問題を習得し、管理者としての資質や意識の向上を図る。
庁内集合研修	443	職域ごとに必要な知識の習得や、業務遂行に必要な問題解決能力の向上、公務員倫理の確立を目指す。
人事交流	1	県庁との交流事業により、県・市間の情報交換を図るとともに、幅広い知識や視野の拡大を図る。
自己啓発支援	17	通信教育等による、職員の自主的な研修活動を支援する。
特別研修	43	自ら研修を企画し、行政課題にかかわる事項を調査・研修し、見聞を広める。
国派遣	1	全国的な行政での実務を通じ、有能な人材を育成する。(経済産業省に派遣)

(2) 勤務成績の評定の状況 (平成19年度)

全職員を対象として、昇給期及び6月、12月に勤務成績評定を行い、昇給の可否の決定及び勤勉手当の成績率に反映させている。

5 福祉及び利益の保護の状況

(1) 定期健康診断の実施状況(平成19年度)

一般健診 (35歳未満)	対象人員	268
	受診人員	201
	受診率	75.0%
一般健診 (35歳以上)	対象人員	543
	受診人員	326
	受診率	60.0%

(2) 公務災害等の認定状況等(平成19年度)

区分		市長部局等	教育委員会	水道企業	消防本部	計
認定	公務災害	4	0	0	1	5
	通勤災害	1	1	0	0	2
	計(件)	5	1	0	1	7

(3) 公平委員会の業務の状況(平成19年度)

ア 勤務条件に関する措置の要求の状況 該当なし

イ 不利益処分に関する不服申立ての状況 該当なし

(4) その他主な福利厚生事業の概要(平成19年度)

(被服の貸与)

・職員の勤務条件及び業務効率の向上を図るため、現業的業務に従事する職員に対して作業衣等を貸与した。 2,435千円

(互助会の運営)

・互助会事業助成費 9,000千円